

## I 傷病（出産）手当金の1日あたりの支給額の計算方法の変更について （平成28年4月1日から支給開始日になる方が対象となります）

### 現 状

【傷病（出産）手当金1日の額】標準報酬日額の3分の2に相当額

（例）標準報酬月額320,000円≪標準報酬日額≒10,670円（端数処理10円未満四捨五入）≫の場合

計算式⇒ 1日につき  $10,670 \text{円} \times 2/3 \div 30 = 7,113 \text{円}$ （端数処理1円未満四捨五入）

### 平成28年4月1日から

【傷病（出産）手当金1日の額】傷病（出産）手当金の支給を始める日の属する月を含め直近の継続した12月間の各月の標準月額を平均とした額の30分の1（標準報酬日額）に相当する額の3分の2の額

（例）標準報酬月額が下記12月間の場合

27年5月	27年6月	27年7月	27年8月	27年9月	27年10月	27年11月	27年12月	28年1月	28年2月	28年3月	28年4月
240,000円	240,000円	320,000円	320,000円	320,000円	320,000円	320,000円	320,000円	320,000円	320,000円	320,000円	320,000円

計算式⇒  $\{ (240,000 \text{円} \times 2) + (320,000 \text{円} \times 10) \} \div 12 \div 30 = 10,222.222222\dots$ （端数処理10円未満四捨五入）≒10,220円

1日につき  $10,220 \text{円} \times 2/3 \div 30 = 6,813 \text{円}$ （端数処理1円未満四捨五入）

（例）支給開始月以前の直近の継続した月が12月未満の場合

計算式⇒ 資格取得月から支給開始月までの標準月額を平均とした額（ただし、当組合の平均標準報酬月額360,000円より高額になる場合は360,000円とする）の30分の1（標準報酬日額）の3分の2の額

## II 標準報酬月額の上限を引上げ

これまでの「1等級～47等級」の47等級のうえに3等級追加し、「1等級～50等級」になります。

(平成28年4月から)

等級	標準報酬月額	報酬月額 円以上～円未満
47	1,210千円	1,175,000 ～ 1,235,000
48	1,270千円	1,235,000 ～ 1,295,000
49	1,330千円	1,295,000 ～ 1,355,000
50	1,390千円	1,355,000 ～

## III 標準賞与額の上限額の引上げ

年度内の標準賞与額の累計額の上限が540万円/年から573万円/年に引き上げられます。(平成28年度から)

## IV 入院時食事療養費に係る標準負担額の引上げ

1食あたりの標準負担額が260円から360円に引き上げられます。(平成28年4月から)

## V 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大について

現行制度(1日または1週の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が通常の就労者の概ね4分の3以上である者を強制適用の対象とする)の適用対象が次のとおり拡大されます。(平成28年10月から)

<適用拡大の5要件>

1. 週の所定労働時間が20時間以上あること。
2. 賃金の月額が8.8万円（年収106万円）以上であること。
3. 勤務期間が1年以上見込まれること。
4. 学生を適用除外とすること。
5. 規模501人以上の企業（特定適用事業所）を強制適用対象とすること。

<特定適用事業所の取扱い>

特定適用事業所となった事業所については、その後、被保険者数が常時500人以下となった場合であっても引き続き特定適用事業所に該当するものとみなされますが、事業主が、現に被保険者である者の4分の3以上の同意を得て申出をした場合は、特定適用事業所に該当しなくなったものとして取り扱われます。

<経過措置>

適用基準を法律上明文化したことにより、施行日前に被保険者として適用されていた者が、改正後の規定では適用対象とならない場合（※）でも、当該者が引き続きその事業所に使用されている限りは、引き続き被保険者として取り扱われます。

（※）所定労働時間の基準を週単位のみとしたこと等に伴い、これまで適用されてきた者が適用対象外となる場合があることに伴う対応。